

第19回公正取引委員会契約監視委員会議事概要

- 1 日時 平成26年12月5日(金) 10:30~11:50
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟19階 公正取引委員会 官房第13会議室
- 3 出席者
(委員) 小西委員, 田中委員, 田辺委員
- 4 議事概要
 - (1) 開会
 - (2) 調達案件の審議
平成26年4月1日から平成26年9月30日までの間に締結した契約のうち, 各委員が抽出した調達案件6件について審議が行われた。審議の概要は別紙のとおり。
 - (3) 閉会

意見・質問	説明・回答
○ 公正取引委員会LANシステム運用支援業務の調達（入札案件）	
<ul style="list-style-type: none"> 本件が1者入札となった理由は何か。入札説明書を受領したものの入札に参加しなかった業者のうち数者は、自社の対応範囲を超えている旨を入札不参加の理由としているが、業者のネームバリューからすれば技術的な面とは考えにくく、どのような点で対応範囲を超えると判断されたものとするか。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札に参加しなかった各業者から具体的な理由は聞けなかったので一概にはいえないが、一つには価格面、つまりLANシステムの運用支援業務は契約金額が年々下落しており、直近の同様業務の契約額から予想される金額では、必要な体制が確保できないと判断されたのではないかと考えられる。各業者は技術力では問題ないと思われることから、やはり価格面が大きな要因ではないかと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> 確かに、約1200万円という契約金額では、配置するシステムエンジニアのレベルや人数によっては、利益が見込めないという可能性はある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本件業務においては、常駐のシステムエンジニアは1名のみにとどめ、業者の判断により、必要に応じて補助者の手配を行ってもらうというものである。
<ul style="list-style-type: none"> LANシステムの構築業務と運用支援業務は、それぞれ別の業者が行っているのか。その場合、構築業務の技術的詳細は、運用支援業務の業者に開示されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当委員会のLANシステムについては、構築業務と運用支援業務を行う業者は、それぞれ別々のものである。そのため、当委員会のLANシステムの構築に係る技術的ソースは、運用支援業務の業者に開示されている。 なお、当委員会では、サーバーの更新ごとにLANシステムの構築業務を発注しているが、それぞれの業務で支障を来たすことがないように、それぞれの業者間で相互に連携が取れるような体制整備を図っている。
<ul style="list-style-type: none"> 1者入札となった理由について理解できる部分はあるが、他方で、競争入札という観点からは、参加者が1者というのは不自然な印象がある。入札参加業者が複数の方が、より競争的であることから、今後は、入札参加者が増えるような仕様等を検討するべきである。 	
○ 公正取引委員会LAN用パーソナルコンピュータ35式の借入（入札案件）	
<ul style="list-style-type: none"> 本件が1者入札となった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 業者からのヒアリングによれば、納期が間に合わないことを危惧する者が多かった。今後の対応として、期間的な余裕のある発注を心掛けたい。
<ul style="list-style-type: none"> ノートパソコン35式の3年間リース契約 	<ul style="list-style-type: none"> 借入のパソコンの性質は、スペックも通常

<p>でこの金額というのは、無償賃貸のようなもので低過ぎる。これ以上の価格低下は、採算割れを前提とした場合や、パソコンが余分にあるといった場合しか想定できず、調達コストの削減という観点からは、適切な価格に抑えることができていると評価できる。</p>	<p>のものであり、良品であると評価できる。まさしく、適正な調達であったと思料する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ リース契約であるから価格が高くなる傾向があるとはいえ、予定価格はもっと低くてもよかったのではないか。 	
<p>○ 日経テレコン21の提供業務（入札案件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件はこれまで随意契約で実施していたものを競争入札に切り替えた理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日経テレコン21」の提供業務について、他府省庁における入札の事例を踏まえ、入札参加可能な業者の存在を確認した上で、入札を実施したものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加可能と判断した業者は、これまでの調達と同じ「日経テレコン21」を提供できるということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これらの業者は、「日経テレコン21」の代理店という立場から、当該サービスを仲介して提供することができるというものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ このような代理店は、提供元から独立して価格設定ができるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両者の契約内容の詳細は不明であるが、他府省庁の事例等を見ると、価格設定の裁量はほとんどないようである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理店と提供元で価格が異ならないのであれば、競争があるとはいえないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件提供業務の価格は、情報使用料とID使用料とに分けることができるところ、情報使用料は提供元が価格設定権を有しているが、ID使用料については、代理店にも価格設定の余地があるようであり、当該部分について競争があるといえる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に代理店の方が提供元よりもID使用料が低くなった事例はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他府省庁の入札において代理店が落札した実績があり、提供元から提供を受けるよりもID使用料が低減されたという話を聞いている。そのため、当委員会でも競争入札を導入したものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件で競争入札を導入したことは評価できるが、他方で、本件のような提供元と代理店の間に競争が生じうるか微妙な案件については、随意契約の方式で、価格交渉をして価格低減に努めるべきであると考える。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報使用料については、パッケージとなっているものか。又は、個々に情報の要否を判断し、不要な情報を削減することはできない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日経テレコン21」というシステムに組み込まれている情報なので、不要なものを削除するというのは難しいと考えられる。

<p>ものか。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 「日経テレコン21」が提供する情報について、単に記事検索の機能だけであれば、より安価なサービスも存在するところ、「日経テレコン21」でなければならない理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 「日経テレコン21」は網羅性が高く、情報を収集する上で必要なものとする。
<ul style="list-style-type: none"> 参加資格の設定理由に挙げられている等級について、規定上「C」等級を入札参加条件として設定することが妥当な入札に、上位と下位の両方の等級を加えている理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供元の等級から上位の等級を含めるとともに、代理店がどの等級に存在するのか把握できていなかったため、競争性を広げる意味からも全ての等級の者を入札に参加できるようにした。
<p>○ 公正取引委員会国家公務員カードシステムの調達（入札案件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 予定価格について、契約金額と大きく乖離している点が気になる。本件業務については、各府省庁で共通のシステムを用いるということであるが、他府省庁の契約情報を踏まえれば、より実際の相場に見合った予定価格が設定できたのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 確かに本件のシステムは他府省庁と共通のものであるが、他方で、人員の規模が他府省庁とは異なることから、一概に比較することは難しい。
<ul style="list-style-type: none"> 本件は5年間のリース契約となっているが、期間の設定に当たって、どのように考えたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> システム関係のリース契約の場合、システムの寿命や更新のサイクルから、契約期間が4、5年であるのが一般的と考えている。本件は、複数年の契約により調達コストが削減でき、システムの寿命や更新のサイクルに合わせた使い勝手の面から、5年という契約期間は適当と考えている。
<ul style="list-style-type: none"> 確かに契約金額からすると予定価格が高かったと評価されるものであるが、予定価格の決定に当たっては、積算もされており、不備があったと認められるものではない。結論としては、予定価格は適切に設定されたものという印象である。 	
<p>○ 平成26年度における消費税転嫁対策の広報事業（随意契約〔企画競争〕案件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 一次選考の基準はどのようなものであったか。また、一次選考で落選した事業者は、プレゼンテーションを行えなかったということか。 	<ul style="list-style-type: none"> 一次選考は書類選考であり、二次選考と同じ審査員、同じ審査基準により実施した。一次選考は、多数の事業者から企画提案があった場合に備え、書類選考によりプレゼンテーションを行う者を5者に絞り込むこととしたものであり、その旨は企画競争説明書に記載している。したがって、一次選考で落選した事業者は、プレゼンテーションを行っていない。

<ul style="list-style-type: none"> 本件の設定価格は仕様書で明らかにされているが、設定金額よりも大幅に安い価格又は高い金額を提示した事業者はいたのか。また、価格面の審査は実施したのか。 	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件は、設定価格に見合った事業の提案ということであり、設定価格から外れた価格を提示した事業者はいなかった。価格面については、提案された事業内容と提示価格が合っている又はそれ以上であるかという観点から審査を実施したものであるが、価格競争にもウェイトを置くという意味で、当該審査項目は他の審査項目の2倍の点数を設定していた。
<ul style="list-style-type: none"> 審査結果を見ると、各事業者の点数が拮抗しており、審査項目やその点数が少し変わってれば、受注業者も違う事業者となっていたかもしれない。そういう意味では、各審査項目の配点について、一律とするのではなく、事業者の独自性を採点する項目の配点を高くするなどしてもよかったのではないかと思われる。 	
<ul style="list-style-type: none"> 本件の広報事業について、専門の事業者に委託したことをどのように評価しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度も同様の広報業務を実施しているが、当委員会が広報媒体の選定や広告内容の検討などを行ったことに比べ、今回は専門の事業者に委託したことで、効果的な広報事業が実施できたものと考えている。
<p>○ 競争政策研究センター第12回国際シンポジウムに係る会議室の利用等（随意契約案件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 会場の選定は、どのような観点から行ったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 会場の選定は、海外からも研究者等を招いて行う国際シンポジウムとしてふさわしい会場であるか、価格が安価であるかという観点から行った。
<ul style="list-style-type: none"> 競争性を確保する観点から、会場の借入は前倒しで作業を進めるべきだったのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回は海外から参加する研究者等とのスケジュール調整等に時間を要したが、競争性を確保するためにも可能な限り早めの対応に努めたい。
<ul style="list-style-type: none"> 選定条件のうち「宿泊設備を備えていること」の項目については、例えばタクシー利用など、宿泊施設から会場への移動に労を要しない手段があれば、必須条件としなくてもよいのではないか。この条件を外せば、より多くの候補先会場を見付けることができたのではないか。 	